

環境影響評価結果の事業への反映について
(未着手案件の環境影響評価手続の再実施について)

1. 環境影響評価法施行後の着工状況について
 - ・平成21年2月末現在より5年前の平成16年2月末時点までに環境影響評価法に基づく環境影響評価を完了した70件の事業のうち、5年以上未着工の事業は15件である。
 - ・平成20年3月末までに環境影響評価法に基づく環境影響評価を完了した119件の事業の評価書公告から着工までの平均期間は約2年6カ月である。
2. 条例における環境影響評価手続再実施の状況
 - ・地方公共団体へのアンケートの結果、長期未着手の案件について、環境影響評価条例に基づき環境影響評価手続きを再実施した又はしている案件は2件確認された。
3. 政策評価法における規定
 - ・政策評価法では、事業実施前の事前評価の他に、政策決定後5年間未着手の事業等に対する事後評価を行うことが規定されている。

(参考)

行政機関が行う政策の評価に関する法律

(事後評価の実施計画)

第七条 2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内 において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

(法第七条第二項第二号 の政令で定める期間)

第二条 法第七条第二項第二号 イの政令で定める期間は、五年とする。